

茂原市  
保存版  
No.3

# ゴミ出し の ポイント



茂原市マスコットキャラクター  
モバリん

## 目次

- ペットボトル・カン・ビンのリサイクルについて……P1～2
- 紙類・衣類のリサイクルについて……P3～4
- 電池のリサイクルについて……P5
- 使用済小型家電の回収にご協力ください……P6
- スプレー缶・カセットボンベ、水銀計の処分について……P7
- 無許可の不用品回収業者を利用しないでください……P8
- プラスチック資源循環法について……P9～10

発行：茂原市リサイクル推進委員会  
(事務局) 茂原市環境保全課 ☎0475-20-1504

ペットボトル・  
カン・ビン

P1～2

紙類・衣類

P3～4

電池

P5

使用済小型  
家電の回収

P6

スプレー缶・  
カセットボンベ、  
水銀計の処分

P7

無許可の不用品  
回収業者を  
利用しないで

P8

プラスチック  
資源循環法に  
ついて

P9～10

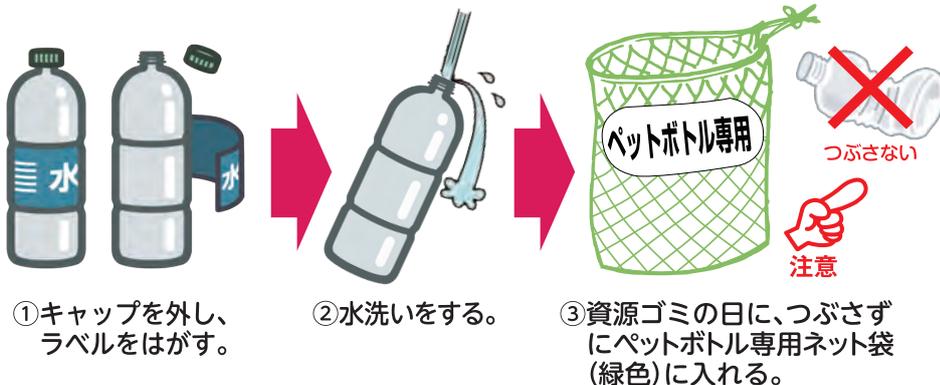
# ペットボトル・カン・ビンのリサイ



## ペットボトル

※ マークがついている食料・飲料用に限る。  
ラベルは燃えるゴミ。

### 出し方



### 回収後について



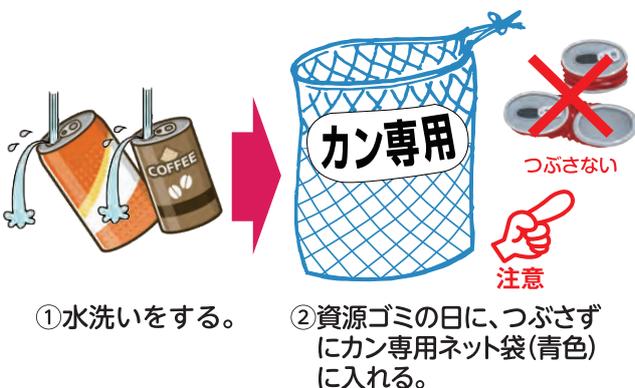
①環境衛生センターに集める。



## カン

※ マーク・ マークがついている食料・飲料  
※キャップやフタは素材により燃えるゴミと燃

### 出し方



### 回収後について



①環境衛生センターに集める。



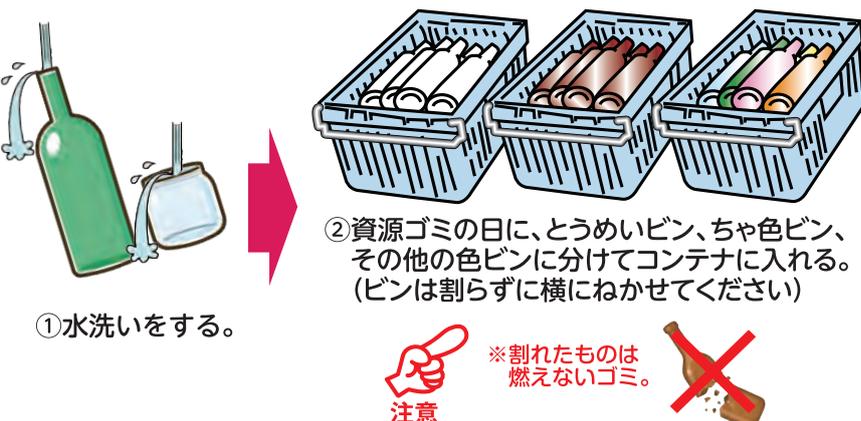
②手作業で分別処理を行う。(カン以外を取り除く)



## ビン

※食料・飲料用に限る。農薬等を入れるなど  
※キャップやフタは素材により燃えるゴミと燃

### 出し方



### 回収後について



①環境衛生センターに集める。



# クルについて

ペットボトル・カン・ビンの収集と紙類・衣類の収集は業者が異なるため収集時間も異なります。

対象外のペットボトルや農薬等を入れるなど再利用したペットボトル、キャップ・



②手作業で分別処理を行う。  
※汚れがひどいものは焼却する。



③プレス機にかける。  
※環境衛生センターの機械では、一度つぶすと一個一個のペットボトルがうまくかみ合わずプレスに支障をきたすため、つぶさずに出す。

④業者に売却する。



⑤飲料用ペットボトルとして再生利用される。

料用に限る。対象外の缶や農薬等を入れるなど再利用したカンは燃えないゴミ。燃えないゴミ。

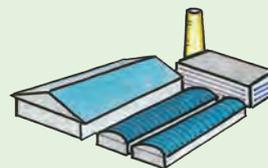


③磁選機にかけてスチールとアルミに分ける。



④プレス機にかける。  
※環境衛生センターの機械では、一度つぶすと一個一個のカンがうまくかみ合わずプレスに支障をきたすため、つぶさずに出す。

⑤業者に売却する。



⑥アルミ缶は製錬所に、スチール缶は製鉄所に運び込まれ、製品として再利用される。

再利用したビンは燃えないゴミ。(割れたものは燃えないゴミ) 燃えないゴミ。



②手選別後、カレット(※1)にする。



カレット

(※1)ガラスビンを細かく砕いたもの。

③業者に売却する。



再生ガラス砂

④・とうめいビン、ちゃ色ビンはビンの素材として再利用される。  
・その他の色ビンは(※2)再生ガラス砂にリサイクルされ土木資材として利用される。  
(※2)ガラスビンの再商品化製品利用製品の二つ。

# 紙類・衣類のリサイクルについて



## 新聞紙

紙類・衣類



ヒモでしばって資源ゴミの日に出す。  
(チラシも一緒でよい)



回収後、業者で分別後プレス機に  
かける。



業者に売却されて、新聞紙に  
再利用される。



## ダンボール



ヒモでしばって資源ゴミの日に出す。

※銀紙や油が付いたもの、匂いが  
きついものはリサイクル不可の  
ため、燃えるゴミとして出す。



注意



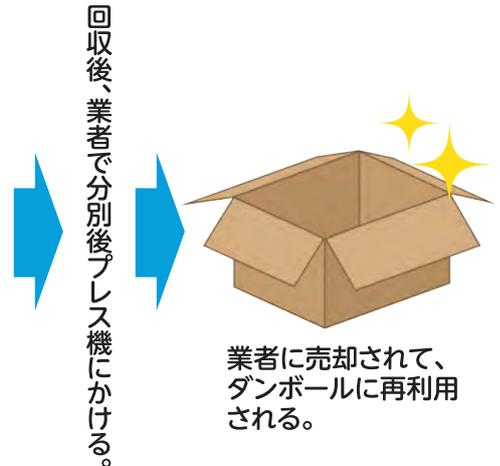
匂いや汚れが  
ついた紙



燃えるゴミとして出す。



紙の卵パック



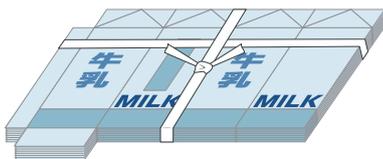
回収後、業者で分別後プレス機に  
かける。



業者に売却されて、  
ダンボールに再利用  
される。



## 紙パック



水で洗って、開いて、乾かしてから  
ヒモでしばって資源ゴミの日に出す。

※中が銀色のもの  
(例：酒・焼酎・スープ類)は  
リサイクル不可のため、燃える  
ゴミとして出す。



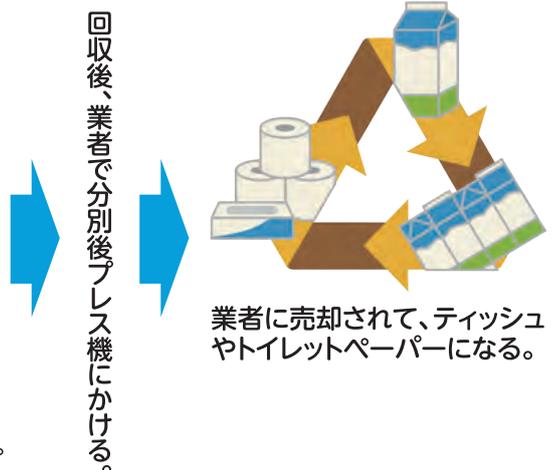
注意



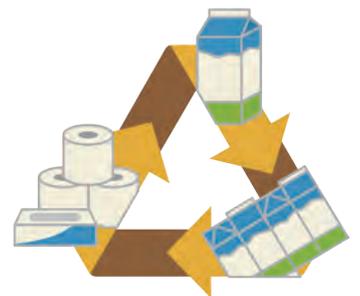
コーティング  
された紙



燃えるゴミとして出す。



回収後、業者で分別後プレス機に  
かける。



業者に売却されて、ティッシュ  
やトイレットペーパーになる。



紙類・衣類は雨にぬれると、リサイクルできず焼却処分となるため、雨天時は品目ごとにヒモでしばって透明なビニール袋等に入れ、中が見える状態で出すか、次回にお出してください。



## 雑誌・雑紙



ヒモでしばって資源ゴミの日に出す。

※ダイレクトメール等のカタログはビニールから出す。  
※表紙がビニールの本はビニール部分をはがす。ビニール部分は燃えるゴミとして出す。



注意



ビニールから出す。



燃えるゴミ

燃えるゴミ専用袋

燃えるゴミとして出す。

回収後、業者で分別後プレス機にかける。

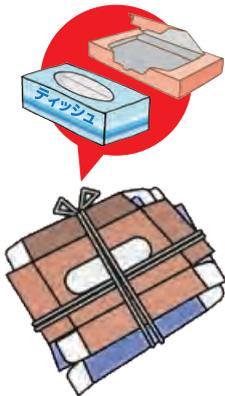


業者に売却されて、トイレットペーパーの中芯やティッシュの箱に再利用される。

紙類・衣類



## その他の紙製容器包装 (包装紙・空箱・紙袋など)



ヒモでしばって資源ゴミの日に出す。

※ティッシュの箱はビニールをとり、ビニールは燃えるゴミとして出す。

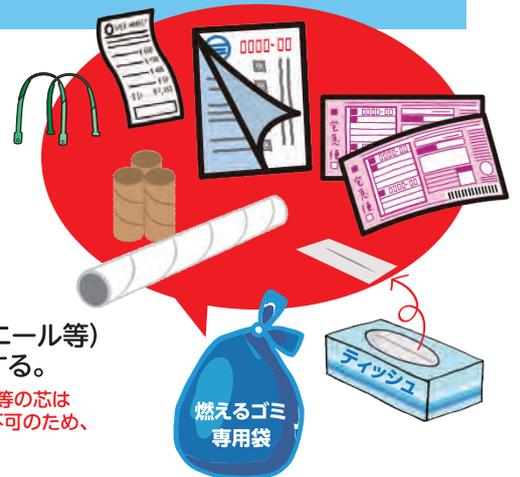


注意



紙袋の手持ち部分が紙以外(ビニール等)の場合は、外して紙部分のみにする。

※トイレットペーパーやラップ、アルミホイル等の芯は成型する際の接着剤が障害となり再利用不可のため、燃えるゴミとして出す。



燃えるゴミとして出す。



## 衣類等



ヒモでしばって資源ゴミの日に出す。

※汚れがひどいものや切れているもの、濡れているものは燃えるごみとして出す。  
※スキーウェアやダウンジャケット等の冬物衣料は燃えるごみとして出す。



注意



・汚れがひどいもの  
・切れているもの  
・濡れているもの

燃えるゴミとして出す。

回収後、業者に引き取られる。

ウエス(※1)の間屋に売却する。



- ①ウエスとして再利用される。
- ②輸出して海外の人が着用する。

(※1)機械類の油污れや不純物などをふき取ってきれいにするために用いる布。

# 電池のリサイクルについて



## 電池

電池同士の接触等によりショートし、発熱や発火を起こす可能性があるため、端子部分にテープ等を貼り絶縁してから透明のビニール袋に入れて「乾電池」と表記してください。

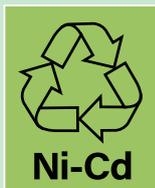
充電式電池は電気店の回収ボックスをお願いします。



## 小型充電式電池の分別にご協力ください。

- ① 電池を機器から取り出す。
- ② 端子部分をテープ等で絶縁する。
- ③ 一般社団法人 J B R C 等が設置しているリサイクルボックスに入れる。

※このマークがついてるものが対象です。



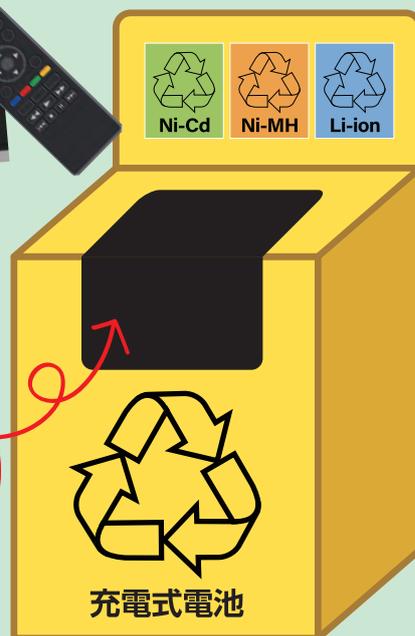
ニカド電池



ニッケル  
水素電池



リチウム  
イオン電池



電池等の回収を行っている  
店舗の一覧について



※長生郡市広域市町村圏組合のウェブサイト  
※食品トレイ、充電式電池等リサイクル推進  
店一覧 (PDFデータ)



# 使用済小型家電の回収にご協力ください



金や銀などの貴重な資源が含まれる使用済小型家電を国内でリサイクルする制度がありますので、ご協力ください。

対象品目は **11点**

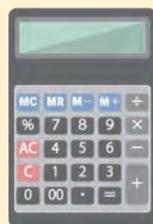
長生郡市広域市町村圏組合で回収している品目



デジタルカメラ



ビデオカメラ



電卓



小型ゲーム機



電子辞書



カーナビ



携帯型ラジオ



携帯型テレビ



携帯型音楽プレイヤー



携帯型DVDプレイヤー



ACアダプター・ケーブル等の付属品



小型家電



左のマークがついた回収ボックスが目印!

投入口

使用済 小型家電  
回収ボックス



小型家電

長生郡市広域市町村圏組合

設置場所

- 茂原市役所総合案内前（1階）
- 茂原市役所本納支所
- 長生郡市広域市町村圏組合管理棟

使用済小型家電の回収

# スプレー缶・カセットボンベ、水銀計の処分について



## スプレー缶・カセットボンベ

- スプレー缶やカセットボンベを燃えないゴミ専用袋に入れて出しても回収されません。資源ゴミの日にスプレー缶・カセットボンベ専用ネット袋(黄色)に入れて出してください。
- 燃えないゴミの袋は収集車に積み込んだ際に圧縮しますので、スプレー缶やカセットボンベが入っていると爆発する恐れがあります。誤った出し方をすると、住民の方や収集作業員の人命に関わる重大な事故に繋がる恐れがあるほか、収集時間が遅くなることや収集車の故障により収集ができなる場合があります。
- 事故防止のため、中身は使い切り、**穴をあけない**。
- 中身を使い切れない場合は、長生郡市広域市町村圏組合環境衛生課☎23-4944までご相談ください。

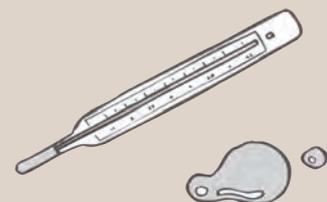


## 水銀体温計・水銀血圧計・水銀温度計の回収にご協力ください。

※電子式など水銀を使用していないものや事業活動に伴うものは対象外。

### 回収場所

- 茂原市役所 環境保全課(6階)
  - 長生郡市広域市町村圏組合 環境衛生課
- 直接お持ちください。



**出し方** 購入時のケースに入れるか、透明なビニール袋に入れる。

※窓口回収後は長生郡市広域市町村圏組合から水銀リサイクル施設に運搬され、適正に処理されます。

# 無許可の不用品回収業者を利用しないでください



家庭から出るゴミは、適正に処理する必要があります。  
廃家電や粗大ゴミなど、廃棄物の処分に「無許可」の業者を利用しないでください。

## トラック型回収



## チラシ型回収



## 空き地型回収



## Web宣伝型回収



家庭で不要になったものを回収や運搬する行為には「一般廃棄物収集運搬業」の許可が必要です。

無許可の業者を利用した結果、高額な料金を請求されたり、不法投棄の被害に遭う事例があります。

ゴミの処分を依頼する場合は、**長生一廃許可組合 ☎0475-33-7676** へご連絡ください。

※処理手数料とは別に収集運搬費用がかかります。

※不審に思ったら、市環境保全課 ☎20-1504、または長生郡市広域市町村圏組合 環境衛生課 ☎23-4944 にご相談ください。



# プラスチック資源循環法

令和4年4月1日にプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（以下「プラスチック資源循環法」という。）が施行されました。この法律は、多様な物品に利用されているプラスチックという素材に着目し、製品の設計からプラスチック廃棄物の処理に至るまでの各段階において、あらゆる主体におけるプラスチックの資源循環等の取組（3R+Renewable）を促進するための措置を盛り込んだものとなっています。その概要について御紹介します。

## 法律における措置の概要



### (1)基本方針

プラスチック資源循環法では、プラスチックの資源循環の促進等を総合的かつ計画的に推進するための基本方針を定めることとされており、この基本方針では、プラスチックに係る資源循環の促進等の基本的方向として、

プラスチック使用製品の設計及び製造、販売及び提供並びに排出、回収及びリサイクルの各段階において、3R+Renewableの原則にのっとり、回避可能なプラスチックの使用については、過剰な使用の抑制等の使用の合理化をした上で、必要不可欠な使用については、技術水準、安全性、機能性、経済的な状況等にも配慮しつつ、より持続可能性が高まることを前提に再生可能性の観点から再生プラスチックや再生可能資源（紙、バイオマスプラスチック等）に適切に切り替え、徹底したリサイクルを実施し、それが難しい場合には熱回収によるエネルギー利用を図ることで、プラスチックのライフサイクル全体を通じて資源循環を促進することが必要である。

と定められています。

また、プラスチックに係る資源循環の実現に向けては、下表の役割分担の下で、県や市町村等、各関係主体が積極的に取り組むものとされています。

事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>①プラスチック使用製品設計指針に即してプラスチック使用製品を設計する。</li> <li>②プラスチック使用製品の使用の合理化のために業種や業態の実態に応じて有効な取組を選択し、当該取組を行うことによりプラスチック使用製品廃棄物の排出を抑制する。</li> <li>③自ら製造・販売したプラスチック使用製品の自主回収・再資源化を率先して実施する。</li> <li>④排出事業者としてプラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等を促進することに努める。</li> </ul>
消費者	<ul style="list-style-type: none"> <li>①プラスチック使用製品の使用の合理化によりプラスチック使用製品廃棄物の排出を抑制する。</li> <li>②プラスチック使用製品廃棄物を市町村及び事業者双方の回収ルートに適した分別をして排出する。</li> <li>③認定プラスチック使用製品を使用することに努める。</li> </ul>
国	プラスチックに係る資源循環の促進等を図るため、必要な資金の確保、情報の収集、整理及び活用並びに研究開発の推進及びその成果の普及並びに教育活動及び広報活動等を通じた国民の理解醸成及び協力の要請等の措置を講ずるよう努める。
市町村	家庭から排出されるプラスチック使用製品廃棄物の分別収集、再商品化その他の国の施策に準じてプラスチックに係る資源循環の促進等に必要な措置を講ずるよう努める。
都道府県	市町村がその責務を十分に果たすために必要な技術的援助を与え、国の施策に準じてプラスチックに係る資源循環の促進等に必要な措置を講ずるよう努める。

## (2)個別の措置事項

プラスチック資源循環法における措置事項の概要は以下のとおりです。

### ▶プラスチック使用製品設計指針

- ・プラスチック使用製品の設計・製造事業者が取り組むべき事項（例：減量化、包装簡素化、長寿命化、単一素材化等）等の提示
- ・適合した設計の認定制度の設立（国、地方公共団体は、認定製品についてグリーン購入法の配慮を行う）

### ▶特定プラスチック使用製品の使用の合理化

- ・提供事業者（小売、宿泊業等）が取り組むべき事項（例：有償提供、ポイント制等による使用抑制等）の提示
- ※対象となる使い捨てプラスチック：フォーク・スプーン、歯ブラシ、ハンガー等

### ▶市町村の分別収集及び再商品化

- ・プラスチック使用製品廃棄物について、①容器包装リサイクル法に規定する指定法人に委託し再商品化を行う方法、②再商品化計画を作成し国の認定を受け再商品化を行う方法が可能に

### ▶製造事業者等による自主回収及び再資源化事業

- ・事業計画の認定を受けることにより、廃棄物処理法の業許可がなくても使用済みプラスチック使用製品の店頭回収等が可能に

### ▶排出事業者による排出抑制及び再資源化等

- ・排出事業者が取り組むべき基準の提示等

### ▶排出事業者による再資源化事業

- ・事業計画の認定を受けることにより、廃棄物処理法の業許可がなくてもプラスチック使用製品産業廃棄物等の再資源化事業が可能に

プラスチック資源循環法第31条から第38条には、市町村の分別収集及び再商品化について規定されています。この中で、市町村は、プラスチック使用製品廃棄物の分別収集にあたり、分別の基準を策定し、当該分別の基準に従って適正に分別排出されることを促進するために必要な措置を講ずるよう努めることとされており（第31条）、市町村が分別収集したプラスチック使用製品廃棄物の再商品化にあたっては、①容器包装リサイクル法に規定する指定法人（公益財団法人日本容器包装リサイクル協会）に委託する方法（第32条）、②再商品化計画を作成し国の認定を受けて行う方法（第33条）を、市町村の状況に応じて選択することができます。

これにより、市町村は、プラスチック容器包装廃棄物及びそれ以外のプラスチック使用製品廃棄物を一括して、又はこれらを別々に分別収集し、①②の方法により再商品化することができ、プラスチック資源収集量の拡大が期待されます。



### ①容器包装リサイクル法に規定する指定法人に委託し再商品化を行う方法

- ・プラスチック使用製品廃棄物も、プラスチック容器包装廃棄物同様に、容器包装リサイクル法ルートを活用した再商品化が可能となる。
- ・「分別収集物の基準並びに分別収集物の再商品化並びに使用済みプラスチック使用製品及びプラスチック使用製品産業廃棄物等の再資源化に必要な行為の委託基準に関する省令」（令和4年環境省令第1号）に従った分別収集が必要。
- ・「プラスチック使用製品廃棄物の分別収集の手引き」を参照。

### ②再商品化計画を作成し国の認定を受け再商品化を行う方法

- ・計画の範囲において、市町村による選別・梱包等を省略して再商品化事業者が実施することが可能となる。
- ・「再商品化計画の認定申請の手引き」、「プラスチック使用製品廃棄物の分別収集の手引き」の「2. 分別収集物に含めてはいけないもの」を参照。

★資源ゴミ収集用具のネット袋やコンテナは、  
皆さんで使用するものなので集積所から  
持ち出さないでください。



リサイクルにご協力を！！

